

とやまひみ移住応援でんき
(移住応援Ⅰ)

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2025年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

本 則

北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）の電力販売の取次ぎを行っている氷見ふるさとエネルギー株式会社は、2021年7月より、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、富山県外から氷見市に移住される世帯を支援します。

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のとやまひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、とやまひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）といたします。

2 適用範囲

低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）のひみ使っておとくライト、ひみ従量電灯ネクスト、ひみ季節別時間帯別電灯〔夜間12時間型〕、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰまたはひみ季節別時間帯別電灯Ⅱにより電気の供給を受けるお客さまで、次のいずれにも該当する場合にこの料金表を適用いたします。

なお、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰまたはひみ季節別時間帯別電灯Ⅱにより電気の供給を受けるお客さまは、2025年4月1日以降、「とやまひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）」を申込みいただけません。

(1)2020年12月1日以降に富山県外から富山県氷見市内へ移住されていること。なお、お客さまの移住日は、3（契約の申込み）に定める住民票の写しに記載されている転入日といたします。

- (2) 申込日が富山県外から富山県氷見市内への移住日から1年以内であること。なお、申込日は、当社が申込書類を不備なく受領した日といたします。
- (3) 転入にともない、当社と、新たに電気需給契約を締結されること。
- (4) 転勤または進学等の理由による一時的な転入でないこと。

3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申込みをしていただきます。

なお、申込みには、2020年12月1日以降に富山県外から氷見市へ移住されたことを証明するもの（住民票の写し）を提出していただくものとし、2021年7月1日から2026年1月31日までの間、先着順に随時受付いたします。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了いたします。

4 契約の成立

この料金表による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

5 契約期間

契約期間は、この料金表による契約が成立した日から、6（料金適用開始の日）以降、1年目の日が属する月の検針日の前日までといたします。

6 料金適用開始の日

7 適用内容 (1) (料金) は、原則として、4（契約の成立）の契約が

成立した日の直後の検針日から使用される電気にかかる料金から適用いたします。なお、「とやひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）」による契約が成立した日と検針日が同日の場合は、「とやまひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）」による契約が成立した日を適用開始日といたします。

7 適用内容

「とやまひみ移住応援でんき（移住応援Ⅰ）」の適用内容は、「低圧供給約款」（料金表）にもとづき締結している電気需給契約によるものとし、料金等は次のとおりといたします。

(1) 料金

各月の料金は、締結している電気需給契約によって算定された基本使用料金または基本料金および電力量料金等の合計（以下「割引対象額」といいます。）から、①によって算定された割引額（以下「とやまひみ移住応援でんき割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

① とやまひみ移住応援でんき割引額

とやまひみ移住応援でんき割引額は、1月につき次により算定いたします。

とやまひみ移住応援でんき割引額 = 割引対象額 × ②の割引率

なお、割引対象額の算定上、締結している電気需給契約によって算定された電力量料金等は、燃料費調整額の差し引きおよび加算をする前の金額といたします。

② 割引率

適用契約種別	割引率
ひみ使っておとくライト，ひみ従量電灯ネクスト	5%
ひみ季節別時間帯別電灯[夜間 12 時間帯型]，ひみ時間帯別電灯，ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ，ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ	1%

ただし、割引対象額から低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。），およびとやまひみ移住応援でんき割引額を差し引いた料金が、次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金を再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

最低月額料金（1 契約につき）	302 円 50 銭
-----------------	------------

8 解 約

- (1) お客さまがこの料金表による契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この料金表による契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約期日に消滅いたします。

イ お客さまが、料金表のひみ使っておとくライト，ひみ従量電灯ネクスト，ひみ季節別時間帯別電灯 [夜間 12 時間型]，ひみ時間帯別電灯，ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰまたはひみ季節別時間帯別電灯Ⅱによる需給契約を解約した場合は、需給契約が消滅した日にこの料

金表による契約が消滅したものといたします。

ロ 当社がお客さまからこの料金表の解約の通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

(3) 虚偽の申込みによりこの料金表の適用となっていることが明らかになった場合は、当社は、この料金表による契約を解約し、すでに適用したとやまひみ移住応援でんき割引額と同額を、原則として、虚偽の申込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 富山県または北陸電力の異常渇水または非常変災その他の理由により、この料金表の割引額を適用することが困難となった場合は、この料金表の契約を解約させていただくことがあります。この場合、当社はこの料金表の契約の適用を受ける申込者に生じた損害について賠償の責めを負いません。

9 その他

(1) その他の事項については、低圧供給約款（基本契約要綱）および料金表のひみ使っておとくライト、ひみ従量電灯ネクスト、ひみ季節別時間帯別電灯〔夜間 12 時間型〕、ひみ時間帯別電灯、ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰまたはひみ季節別時間帯別電灯Ⅱにかかわる規定を準用するものといたします。

(2) 当社は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、富山県と北陸電力へ情報提供する場合があります。

(3) 当社は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき、この低圧供給約款（料金表）を変更する場合があります。この場合には、適用期間終了前であっても、電気料金その他の適用条件は変更後の低圧供給約款（料金

表) のとやまひみ移住応援でんき (移住応援 I) によります。

(4) この料金表の契約の申込みにあたっては、次の内容について承認
いただくものとします。

イ この料金表の契約は、富山県が運営する水力発電所で発電された
電力を含む北陸電力の電源全体から供給するものであり、富山県が
運営する水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

ロ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
にもとづく報告等に用いる排出係数については、北陸電力の事業者
別排出係数 (残渣) を用いるものとします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。